

平成20年度戦略的大学連携支援事業審査要項（案）

「戦略的大学連携支援事業」は、国公立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的とする。

「戦略的大学連携支援事業」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方法

- 戦略的大学連携支援事業の選定にあたっては、外部有識者・専門家等からなる「戦略的大学連携支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、提出された申請書及び大学間連携戦略に基づく書面審査及び合議審査を行うものとする。
- 選定にあたっては、連携取組の内容や実施計画の実現可能性を確認することを目的として、選定委員会による面接審査を実施することがある。

II. 審査方針

審査における評価項目は、以下のとおりとする。なお、選定にあたっては、以下の評価項目に加え、地域、学校種、学問分野等のバランスに配慮するものとする。

（評価項目）

- ① 本事業との適合性
 - ・ 連携取組の趣旨・目的が本事業の目的や対象とする事業内容に沿ったものとなっているか。
 - ・ これまでに実施されてきた大学間連携との違いが明確であり、新規性が認められ、かつ地域社会のニーズを踏まえたものとなっているか。
- ② 将来目標
 - ・ 本事業開始後、概ね10年程度を見通した連携による目標が明確なものとなっているか。
 - ・ 将来目標を実現するため、連携する大学等及び連携する地方自治体や経済団体等の役割が明確なものとなっているか。
- ③ 連携内容
 - ・ 連携取組の趣旨・目的を踏まえた具体的かつ効果的な連携内容となっているか。
 - ・ 限定された連携取組に留まることなく、多様な機能を持つ総合的な連携内容となっているか。（「総合的連携型」のみ）
 - ・ 連携取組について、実施体制とともに連携する大学等及び連携する地方自治体や経済団体等の役割が明確なものとなっているか。
- ④ 実施計画
 - ・ 事業期間全体のスケジュール及び各年度の実施計画が具体的に設定されているか。
 - ・ 事業期間終了後の連携取組の展開方策が具体的に計画されているか。
- ⑤ 評価体制等
 - ・ 連携取組による効果及び年次計画の進捗状況等を適切に把握・評価する体制

の整備及び整備の計画がなされているか。また、その評価を事業の改善に反映できる体制の整備及び整備の計画がなされているか。

- ・ 「大学間連携戦略」の着実な実行を促すための外部評価の仕組みづくりが具体的に計画されているか。

⑥ 取組の有効性・実現可能性

- ・ 取組の内容や連携による効果等が、我が国の高等教育の充実や地域における「知の拠点」としての役割に貢献するものと認められるか。
- ・ 事業目的の実現のため、大学等としての実施体制（教職員の体制、管理運営体制等）が適切であると認められるか。

⑦ 資金計画

- ・ 事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、申請経費が妥当なものとなっているか。

Ⅲ. その他

1 開示・非開示

（１）「戦略的大学連携支援事業選定委員会」の審議内容等の取扱いについて

① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。

ただし、次に掲げる場合であって、選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・ 審査・評価に関する調査審議の場合
- ・ その他選定委員会が公開することが適当でないと判断した場合

② 選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

③ 選定された取組は、文部科学省Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

（２）委員等氏名について

選定委員会の委員の氏名は選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に係る委員は、審査を行わないものとする。

（利害関係者とみなされる場合の例）

- ・ 委員が現在所属し、又は３年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

（１）審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

（２）委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

（３）審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。